

## 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（取引DPF新法）の施行について

取引デジタルプラットフォーム(以下取引DPF)とは、「情報通信技術やデータを活用し、利用者間を結びつける「場」を提供するサービス」のことで、オンラインショッピングモールやインターネットオークション、検索サービス、SNS等様々なものが含まれます。オンラインショッピングモールを運営する会員は、取引DPF提供者として、法律の対象になります。

※取引DPF提供者は、消費者と販売事業者のそれぞれとプラットフォーム利用契約を締結するもので、売買契約・役務提供契約は、消費者と販売事業者間で締結されます。

### 1. 取引DPF新法制定の目的

オンラインショッピングモールに出店している販売事業者の商品やサービスで、事故やトラブルが発生しても、運営者は、消費者と販売事業者間で解決することとして、介入しないケースが多く見受けられ、消費者の利益が害されていることから取引DPFの環境整備を行い、消費者の利益を保護するもの。

### 2. 取引DPF新法の内容

#### 1)取引DPF提供者の努力義務

◆取引DPF提供者は、①～③の措置の実施について努力義務が課された

①販売業者と消費者との間の円滑な連絡を可能とする措置

②販売条件等の表示に関し苦情の申出を受けた場合における必要な調査等の実施

③販売業者に対し必要に応じ身元調査のための情報提供を求める

⇒①～③の措置については、内閣総理大臣が指針を定めることとされており、現在、策定中であり、4月中旬に公表される予定

⇒②については、購入した商品について、消費者からの苦情の申出の受付や対応について、取引DPF提供者が実施することが求められるため、前段階として、事前審査等により法令違反の施設商品の是正や、商品の発送方法等について、ルールを定めることが必要となる

## 2)消費者保護の取組みの開示義務

◆内閣府令により、取引DPF提供者は、①～③の措置を講じた場合、講じた措置の概要及び実施状況その他内閣府令で定める事項を開示する

⇒①～③の措置は努力義務であるものの、開示が義務付けられたことから、措置を講じない取引DPF提供者は、取引の適正化や紛争解決に取組まない提供者として評価を受け、消費者から選択されないことになる

## 3)商品等の出品の停止等の要請

◆内閣総理大臣(消費者庁長官)は、危険商品等が出品され、かつ、販売事業者等が特定不能など個別法の執行が困難な場合、取引DPF提供者に出品削除等を要請することができる

◆要請に応じたことにより販売業者に生じた損害について免責される

⇒危険商品等の判断としては、商品又は役務の安全性、原産国、製造地、商標等が景品表示法の不当表示に該当することが要件となっている

## 4)販売業者に係る情報の開示請求権

◆消費者が損害賠償請求を行う場合に必要な範囲で販売事業者の情報の開示を取引DPF提供者に請求できる権利が創設された

◆取引DPF提供者は、適切な手順に従って開示請求に応じた場合、販売業者に対し責任を負わない

◆損害賠償請求額が1万円未満の場合や不正目的の場合は対象外となる

## 5)官民協議会

◆国の行政機関、取引DPF提供者からなる団体、消費者団体等により構成される官民協議会を組織し、悪質な販売事業者等への対応等を協議

## 6)申出制度

◆消費者等が内閣総理大臣(消費者庁長官)に対し、消費者被害のおそれを申し出て適当な措置の実施を求める申出制度を創設

## 3. 施行日

◆令和4年(2022年)5月1日

※中間支援団体が取引DPF提供者として、オンラインショッピングモールで、施設商品を販売する場合、取引DPF新法に遵守することが求められます。

※会員限定で「取引DPF新法セミナー」を下記にてZOOMで開催いたします。国の指針に基づき、どのような措置を講じたらよいのか説明いたしますので、ご参加下さい。参加申込は別途メールでご案内いたします。(無料セミナー)

◆日時:2022年5月12日(木)13:00～15:00